



令和 8 年 7 月 13 日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る 災害救助法の適用について

標記について、以下のとおり災害救助法が適用されましたのでお知らせします。

○災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

令和 8 年 7 月 7 日に甲賀市で発生した土砂崩れにより、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、滋賀県は 1 市に災害救助法の適用を決定した。

法適用市町村		法適用日 (公示日)
滋賀県 (1 市)	甲賀市 (こうかし)	7 月 7 日 (7 月 13 日)

【参考】災害救助法の概要 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/saigaikyujo_gaiyou.pdf

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

藤田、光井、増田、阿部、中村、石川、打矢、渡部

TEL 03-3503-9394（直通）